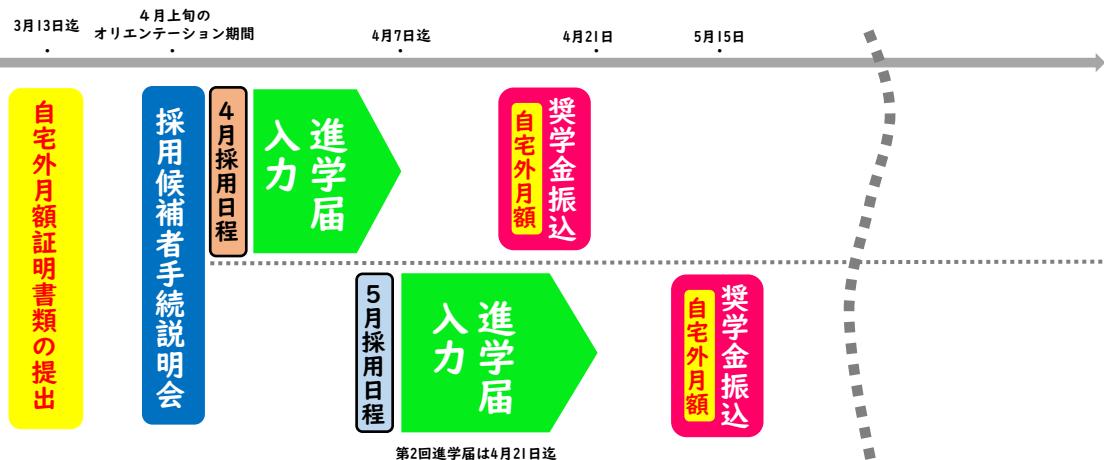
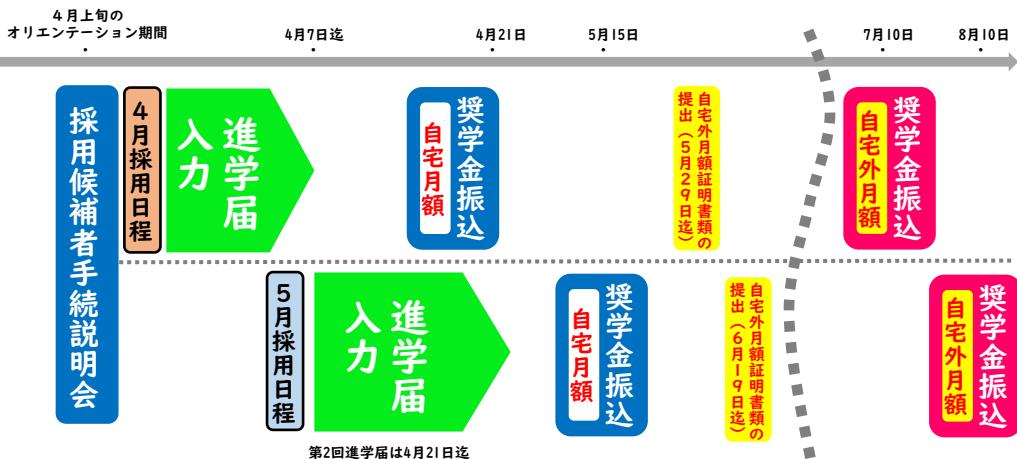


日本学生支援機構 納付奨学金 自宅外月額支給の早期化について

①3月13日(金)までに自宅外月額の手続きをした場合



②進学後に自宅外月額の手続きをした場合



※進学届とは

大学等奨学生採用候補者に決定された方は、進学後、インターネットを利用した届け出をしなければ、奨学金を受給することができません。この届け出を「進学届」といいます。

進学届を提出するためには、進学届提出用ホームページにアクセスするための「識別番号」が必要です。

識別番号は、オリエンテーション期間中に開催される「予約採用者手続説明会」で、採用候補者決定通知【進学先提出用】と引き換えにお渡しします。必ず、採用候補者決定通知【進学先提出用】を持参したうえで、「予約採用者手続説明会」に参加してください。